

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(課等の設置) 第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(4) (略) (5) 高等学校教育課 <u>審査調整・奨学金係</u> 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 (6)・(7) (略) <u>(8) 保健体育課</u> 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 (分掌事務) 第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～生徒指導課 (略) 生涯学習推進課 (1)～(10) (略) <u>(11) 県立文書館に関する事項</u>	(課等の設置) 第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(4) (略) (5) 高等学校教育課 <u>審査調整係</u> <u>奨学金係</u> 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 (6)・(7) (略) <u>(8) 文化行政課</u> 文化係 <u>埋蔵文化財係</u> <u>世界遺産登録推進室</u> <u>(9) 保健体育課</u> 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 <u>全国高校総体推進班</u> (分掌事務) 第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～生徒指導課 (略) 生涯学習推進課 (1)～(10) (略) 文化行政課 <u>(1) 文化財に関する事項</u> <u>(2) 削除</u> <u>(3) 埋蔵文化財包蔵地の周知及び発掘に関する事項</u> <u>(4) 削除</u> <u>(5) 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関する事項</u> <u>(6) 県文化財保護審議会に関する事項</u> <u>(7) 教育委員会の芸術文化に関する事項</u> <u>(8) 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館及び博物館に相当する施設に関する事項</u> <u>(9) 削除</u>

保健体育課 (略)

(分掌事務)

第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～学校支援第2課 (略)

社会教育課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

2・3 (略)

第6節 削除

第17条の3及び第17条の4 削除

(10) 県立近代美術館に関する事項

(11) 県政記念館に関する事項

(12) 県立文書館に関する事項

(13) 県埋蔵文化財センターに関する事項

(14) 世界遺産登録に関する事項

保健体育課 (略)

(分掌事務)

第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～学校支援第2課 (略)

社会教育課

(1)～(3) (略)

(4) 芸術文化振興に関する事項

(5) (略)

(6) 文化財保護に関する事項

2・3 (略)

第6節 近代美術館

第17条の3 削除

(組織及び分掌事務)

第17条の4 新潟県立近代美術館に次の課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 職員の人事及び給与に関する事項

(2) 公印及び文書に関する事項

(3) 配当予算の経理に関する事項

(4) 統計に関する事項

(5) 施設及び設備等の維持管理に関する事項

(6) 管内の取締りに関する事項

(7) 施設及び設備等の使用許可に関する事項

(8) 美術館協議会に関する事項

(9) 他課の所管に属しない事項

学芸課

(1) 美術品等の収集、保守管理及び展示に関する事項

(2) 美術品及び美術に関する資料の利用についての助言指導に関する事項

(3) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(4) 美術に関する専門的、技術的な調査研究に関する事項

(5) 美術に関する研究報告書等の作成に関する事項

(6) 美術に関する講演会、研究会等の開催及び普及援助に関する事項

(7) 美術品等の寄贈及び寄託の受入に関する事項

(8) 報道、広報に関する事項

(9) 美術関係機関、団体等との連絡提携に関する事項

(10) 美術品収集委員会に関する事項

(11) 前各号のほか、美術に関する事項

2 近代美術館の事務の一部を分掌させるため、次のとおり分館を置く。

名称	位置
新潟県立近代美術館万代島美術館	新潟市

3 前項の分館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 職員の人事及び給与に関する事項

(2) 公印及び文書に関する事項

(3) 配当予算の経理に関する事項

(4) 統計に関する事項

(5) 施設及び設備等の維持管理に関する事項

(6) 館内の取締りに関する事項

(7) 施設及び設備等の使用許可に関する事項

(8) 美術品等の収集、保守管理及び展示に関する事項

(9) 美術品及び美術に関する資料の利用についての助言指導に関する事項

(10) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(11) 美術に関する専門的、技術的な調査研究に関する事項

(12) 美術に関する研究報告書等の作成に関する事項

(13) 美術に関する講演会、研究会等の開催及び普及援助に関する事項

(14) 美術品等の寄贈及び寄託の受入に関する事項

(15) 報道、広報に関する事項

(16) 美術関係機関、団体等との連絡提携に関する事項

(17) 近代美術館との連絡調整に関する事項

(18) その他総務及び学芸に関する事項

(職の設置)

第19条 本庁、出先機関及び教育機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつてあてる職

(1)～(6) (略)

(7) 文化財調査員

(8) 美術学芸員

(9) (略)

用員をもつてあてる職 (略)

(政策企画員)

第23条 文化行政課に政策企画員を置く。

(職の設置)

第19条 本庁、出先機関及び教育機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつてあてる職

(1)～(6) (略)

(7) (略)

用員をもつてあてる職 (略)

第23条 削除

第25条の4 (略)

第25条の5及び第25条の6 削除

(次長等)

第27条 教育センター、生涯学習推進センター及び少年自然の家に次長を、図書館及び文書館に副館長を置く。

2 (略)

第27条の2 削除

第29条の3 削除

(課長代理)

第29条の6 図書館の課に課長代理を置くことができる。

2 (略)

(附属機関)

第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担当する事務
新潟県産業教育審議会	(略)

第25条の4 (略)

(美術学芸員)

第25条の5 文化行政課に専門学芸員及び主任学芸員を置くことができる。

2 専門学芸員及び主任学芸員は、上司の命を受けて美術に関する専門的技術的事務に従事する。

(文化財調査員)

第25条の6 文化行政課及び教育事務所に専門調査員及び主任調査員を置くことができる。

2 専門調査員及び主任調査員は、上司の命を受けて文化財保護に関する専門的技術的事務に従事する。

(次長等)

第27条 教育センター、生涯学習推進センター及び少年自然の家に次長を、図書館、近代美術館及び文書館に副館長を置く。

2 (略)

第27条の2 近代美術館の分館に万代島美術館長を置く。

2 万代島美術館長は、上司の命を受けて分館の事務を処理する。

(美術学芸員)

第29条の3 近代美術館に専門学芸員及び主任学芸員を置くことができる。

2 専門学芸員及び主任学芸員は、上司の命を受けて美術に関する専門的技術的事務に従事する。

(課長代理)

第29条の6 図書館及び近代美術館の課に課長代理を置くことができる。

2 (略)

(附属機関)

第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担当する事務
新潟県産業教育審議会	(略)
新潟県文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議し、これらの事項に関し教育委員会の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。

(略)		(略)	
生涯学習審議会	(略)	生涯学習審議会	(略)
		新潟県立近代美術館協議会	県立近代美術館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。